

割増賃金の計算等

1. 割増賃金の基礎に算入しない賃金

(1) 割増賃金の基礎に算入しない賃金とは

次の7種類の手当等は、時間外手当等の割増賃金の基礎に算入しません。

- ①家族手当 ②通勤手当 ③別居手当 ④子女教育手当 ⑤住宅手当 ⑥臨時に支払われた賃金
⑦1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

これらの手当等は、例示ではなく、限定的に列挙されたものですから、これらに該当しない賃金は、全て割増賃金の算定の基礎となります。

また、これらの手当を割増賃金の算定の基礎から除外するにあたっては、単に名称によるものでなく、実質によって取り扱うべきものとされています。たとえば、家族手当とは「扶養家族数又はこれを基礎とする家族手当額を基準として算出した手当」をいいますので、扶養家族の数に関係なく、一律に支払われる家族手当は、割増賃金の算定の基礎から除外することはできません。通勤手当についても一定額までは距離にかかわらず一律に支給するような場合には、この一定額部分は、上記に該当する通勤手当ではないとされ、割増賃金の算定基礎に含まれることとなります。

なお、③の別居手当は、一般的には「単身赴任手当」と呼ばれる手当で、世帯が二分されることによる生活費の負担増を補うために支給される手当、④の子女教育手当とは、特に教育費の負担が大きい従業員に対して、一定期間重点的に支給される手当、⑥臨時に支払われた賃金とは、臨時的、突発的事由に基づいて支払われるもの、および「結婚手当」等、支給条件はあらかじめ確定しているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、非常にまれに発生するものをいいます。⑦の1か月を超える期間ごとに支払われる賃金は、主に賞与がこれに該当します。

(2) 割増賃金の基礎に算入しない「住宅手当」とは

割増賃金の基礎に算入しない住宅手当は、次のいずれかの要件を満たすものでなければなりません。

- ・住宅に要する費用に定率を乗じた額を支給するもの
- ・住宅に要する費用を段階的に区分し、費用が増えるにしたがって額を多く支給するもの

具体的には、賃貸住宅居住者には家賃の一定割合、持家居住者にはローン返済額の一定割合を支給することとされているものや、月額家賃が10万円未満の者には3万円、10万円を超える者には4万円を支給するといったような、費用が増えるにしたがって額を多く支給するものであることが必要です。たとえば、賃貸であるか、持ち家であるかといった住宅の形態ごとに一律定額で支給されるものや、一般従業員と管理職で差を設けるといった、住宅以外の要素に応じて支給されるものは、割増賃金の基礎に算入しない住宅手当には該当しません。

2. 日給制の場合の残業代

日給制の場合、残業させても決められた日額のみ支払っているケースがあります。当然のことながら日給制といえども1日の契約時間を超えた分については、別途残業代を支払うこととなります。

例えば、契約時間は、実働5時間（拘束6時間、休憩1時間）で、日給10,000円であれば、1時間当たり2,000円の時給です。もし、残業を2時間させた場合には、「2,000円 × 2時間 = 4,000円」が支払わなければなりません。日給制とは言っても、基本は時給と一緒にです。

なお、実働が法定労働時間である1日8時間を超えた場合（深夜労働、休日労働除く）は、その超過した分については、割増賃金の支払いが必要となります。

給与の支払い方にかかわらず、そもそも、法定労働時間である1日8時間を超える所定労働時間は設定することができないので、日給制で日額を決められている場合に8時間を超えて労働させた場合は、必ず割増賃金の残業代が発生するので注意が必要です。日給制は労使双方の誤解や思い違い等で時給制や月給制と比較してトラブルになる可能性が高いので基本にお勧めできません。